

湖西市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第1条の4第9項の規定に基づき、湖西市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第1条 湖西市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整をすべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を湖西市ウェブサイトに掲載して公表するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の規定による通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。
- 4 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により会議の招集を市長に求めるときは、協議すべき具体的事項を書面で示すものとする。

（意見聴取）

第3条 会議において法第1条の4第5項の規定により関係者又は学識経験を有する者から意見を聴く場合は、前条第1項の通知にその旨を記載するものとする。ただし、会議の中途において、意見聴取の必要が生じた場合は、この限りではない。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により、会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

- 2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないとする場合は、適用しない。

（議事録）

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
 - (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
 - (4) その他市長が必要と認めた事項
- 2 市長は議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

（傍聴）

第6条 会議の傍聴については、教育委員会の会議の傍聴の例による。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局が補助執行する。

(定めのない事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。